平成２８年（フ）第６３７号
札幌市西区西野11条９丁目８番15号
債務者　丹尾　崇也
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０６号
札幌市西区山の手１条12丁目11番３号　中館ハイツ102号
債務者　林　貴美子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２８号
札幌市白石区平和通２丁目北４番45―222号
債務者　砺波　　忍
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３６号
札幌市清田区清田８条３丁目17番７号
債務者　石澤　利之
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８６４号
札幌市南区簾舞３条１丁目５番５号
債務者　大類　賢史
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５号
盛岡市東仙北１丁目７番41号　フミールせんぼく101号
債務者　鈴木　光宏
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１３３号
盛岡市東山１丁目15番２―104号
債務者　丹野みつ子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第９２号
群馬県高崎市箕郷町柏木沢1232番地２
債務者　毒島　謙二（旧姓山木）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１１３号
静岡県伊東市岡1448番地の50　伊東マンション第３別館401号
債務者　邊見　　仁
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
静岡県伊東市岡1448番地の50　伊東マンション第３別館401号
債務者　邊見　永子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
静岡県駿東郡清水町徳倉1693番地の１　エルディムあさひ201、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩370番地の１　ディアドール長泉203号
債務者　齋藤　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
静岡県沼津市今沢545番地の３　県営今沢団地Ｋ10―105
債務者　宮坂　俊明
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３７０号
堺市南区鴨谷台２丁３番３―907号
債務者　大丸　葉子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５６４号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目11番―１―１号　コリーヌドゥフレールＷ―１、住民票上の住所福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目17番７号　ボニートブローテ１―202号
債務者　中野　恵子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６４８号
福岡市博多区諸岡５丁目30番１―102号
債務者　野田阿理沙（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６６０号
福岡市南区清水１丁目15番10号
債務者　山尾　哲雄
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６６１号
福岡市南区清水１丁目15番10号
債務者　山尾　　彩
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部